

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	和田 (五個荘和田町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

現在、農業法人で地域の水田を全部管理しているが、実働者が3人で後継者不足が課題となっている。人手不足は地元の富士PSの海外実習生に応援を得てなんとかクリアしている。3年前に50才の新規就農があり、休日にはオペレーターとして繁忙期には休暇を取って出勤している。5年先のリーダーとして期待しており、同年代の人材が3人ほどおり、法人への参加を呼びかけている。中には非農家ながら直売所や飲食店に野菜を納めている人材もあり、将来は本格的に取り組む販路の拡大をしたい意向を持っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

水稻においては、現在と同様、特別栽培米を中心に栽培を行い、組合員の親戚に弁当屋をしている兄弟がおり、要望される米作りをする。野菜においては、ブロッコリーの面積拡大、ビーツ、南瓜などの飲食店、直売所向けのルートの拡大を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
(農)和田の郷に集積を図っていく。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向に配慮する。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
土地の隣接地との高低差がある圃場が多く、3年ほど前から高低差の少ない圃場は畦畔ブロックの除去作業を順次法人で行っている。愛知川に近いいため長年湿害が多かったが近年プラソイラ、サブソイラの活用により小麦栽培で近隣集落でトップクラスの収量を上げられるようになった。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
集落内の富士PSが、現在の工場を関西の中心拠点にする計画があり、農地が減る可能性もあるため法人の経営安定のため隣接集落との協業及び農地の借入を視野に入れ運営して行かねばならない。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
防除作業は花久造園に委託。大豆刈取は(農)やなせファームに委託する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				